

## V 関 係 例 規 等

### 1 条例・規則

- ・ いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・ いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則
- ・ いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例
- ・ いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例施行規則
- ・ いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例
- ・ いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例施行規則
- ・ いわき市憩いの家条例
- ・ いわき市憩いの家条例施行規則
- ・ いわき市運動場条例
- ・ いわき市運動場条例施行規則

### 2 要 網

- ・ いわき市不法投棄等の防止に関する要網
- ・ いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要網
- ・ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要網

### 3 令和6年度いわき市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

### 4 令和6年度いわき市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

### 5 廃棄物処理行政のあゆみ



改正

- 平成 9 年 3 月 31 日いわき市条例第61号
- 平成12年 3 月 29 日いわき市条例第59号
- 平成12年 8 月 25 日いわき市条例第88号
- 平成13年 1 月 5 日いわき市条例第13号
- 平成13年 3 月 29 日いわき市条例第35号
- 平成14年12月27日いわき市条例第76号
- 平成16年 3 月 31 日いわき市条例第15号
- 平成20年 3 月 28 日いわき市条例第27号
- 平成21年 3 月 31 日いわき市条例第11号
- 平成23年 3 月 31 日いわき市条例第 9 号
- 平成24年12月27日いわき市条例第88号
- 平成25年12月26日いわき市条例第91号
- 平成30年 3 月 30 日いわき市条例第23号
- 平成31年 3 月 29 日いわき市条例第23号

いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）
- 第 2 章 廃棄物の減量
  - 第 1 節 市による廃棄物の減量（第 8 条―第10条）
  - 第 2 節 市民による廃棄物の減量（第11条・第12条）
  - 第 3 節 事業者による廃棄物の減量（第13条―第15条）
  - 第 4 節 事業用大規模建築物における廃棄物の減量（第16条・第17条）
- 第 3 章 一般廃棄物の適正処理（第18条―第25条の 2）
- 第 4 章 生活環境の清潔保持（第26条―第28条）
- 第 4 章の 2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理
  - 第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第28条の 2 ―第28条の 6）
  - 第 2 節 一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者（第28条の 7）
- 第 5 章 一般廃棄物処理手数料等（第29条・第30条）
- 第 6 章 廃棄物減量等推進審議会（第31条―第33条）

- 第 7 章 雑則（第34条―第37条）
- 第 8 章 罰則（第38条・第39条）

附則

第 1 章 総則  
(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用等を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境の清潔を保持することによって、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することという。
- (5) 集積所 第19条第 2 項に規定する再利用に供する目的をもってする搬出の場所として市長の承認を受けた場所及び同条第 3 項の規則で定める排出基準で定める排出する場所をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、廃棄物の排出の抑制、再利用等の促進による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

**第6条** 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し相互に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画、分別収集計画等)

**第7条** 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるとともに、容器包装リサイクル法第8条第1項の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「分別収集計画」という。）及び同法第10条第2項の容器包装廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準（以下「分別基準」という。）を定め、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに生活環境の清潔の保持を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

**第2章 廃棄物の減量**

**第1節 市による廃棄物の減量**

(資源ごみの分別収集等)

**第8条** 市は、資源ごみ（市が行う一般廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。）の分別収集及び市の一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）における再利用が可能な物の分別、回収等を行うことにより、廃棄物の減量を推進しなければならない。

(減量活動の支援等)

**第9条** 市は、市民又は事業者が自主的に行う学習会、資源回収等の廃棄物の減量に関する活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めなければならない。

2 市は、広報活動、教育活動等を通じて、再生品の使用、不用品の活用、資源ごみの分別収集等に関する市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

(自らの廃棄物の減量)

**第10条** 市は、その使用する物品について再生品を選択するとともに、市の施設で排出される廃棄物の分別

及びその再利用等を図ることにより、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

**第2節 市民による廃棄物の減量**

(自主的行動等)

**第11条** 市民は、再利用が可能な物を分別し、不用品の活用を図るとともに、資源回収等の自主的な活動に参加し、及び協力し、並びに資源ごみを分別して排出することにより、再利用を促進するよう努めなければならない。

2 市民は、その家庭系廃棄物のうち容易に処分できる物については、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

(商品の選択)

**第12条** 市民は、商品の選択に際して、当該商品の耐久性、再利用性等を勘案し、廃棄物の減量に適した商品を選択するよう努めなければならない。

**第3節 事業者による廃棄物の減量**

(事業系廃棄物の減量)

**第13条** 事業者は、その事業活動に使用する物品について再生品を選択するとともに、その事業系廃棄物の分別及び再利用等を図ることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(廃棄物の排出の抑制等)

**第14条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用が容易な製品、容器等の開発を行うこと、再利用の方法に関する情報を提供すること、使用後の製品、容器等の回収を行うこと等により、その製品、容器等の再利用を促進するよう努めなければならない。

(容器、包装等の適正化等)

**第15条** 事業者は、容器、包装等の選択に際して、当該容器、包装等が繰り返し使用が可能であること、その過剰な使用が抑制されていること等を勘案し、廃棄物の減量に適した容器、包装等を選択するよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易かつ再利用が容易な容器、包装等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装等を不要とし、又は返却する旨の申出をしたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

**第4節 事業用大規模建築物における廃棄物の減量**

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

**第16条** 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量が図られるよう管理しなければならない。

2 所有者等は、市長の指示に従い、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の義務)

**第17条** 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に関し所有者等に協力しなければならない。

### 第3章 一般廃棄物の適正処理

(市による一般廃棄物の処理)

**第18条** 市は、一般廃棄物処理計画、分別収集計画及び分別基準（以下「一般廃棄物処理計画等」という。）に従って、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。

2 市は、一般廃棄物処理計画等に従って、前項の規定による処理に支障のない限りにおいて事業系一般廃棄物を処理することができる。

3 前2項に規定する一般廃棄物の処理は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従うものとする。

(家庭系廃棄物の適正処理)

**第19条** 市民は、家庭系廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、生活環境の保全上支障のない方法によらなければならない。

2 市民は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画等に従って、分別し、これを保管し、及び排出（市長の承認を受けた場所への再利用に供する目的をもってする搬出を含む。第25条の2において同じ。）しなければならない。

3 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、排出する場所、容器等規則で定める排出基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の適正処理)

**第20条** 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分（再生することを含む。別表第1を除き、以下同じ。）するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従う等、生活環境の保全上支障のない方法によらなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。ただし、第18条第2項の規定により市が行う事業系一般廃棄物の処理によるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画等に従って、分別し、これを保管し、及び排出しなければならない。

4 事業者は、市が行う事業系一般廃棄物の収集に際して、排出する場所、容器等規則で定める排出基準に従わなければならない。

5 事業者は、その事業系一般廃棄物の保管場所の清潔を保持しなければならない。

(開発事業者の事前協議等)

**第21条** 規則で定める事業を行うとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該事業の完了後に当該事業に係る区域内において排出されることとなる一般廃棄物の量、その排出場所、排出を開始する時期その他適正な処理に関し必要な事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 開発事業者（開発事業者以外に当該事業に係る区域の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、当該事業の完了後に当該事業に係る区域内に居住し、若しくは居住することとなる市民又は当該区域内で事業活動を行い、若しくは事業活動を行うこととなる事業者に対し、一般廃棄物の分別、保管、排出その他適正な処理に関し必要な事項を周知しなければならない。

(排出禁止物)

**第22条** 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次の各号のいずれかに該当する一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
- (2) 感染性のある物
- (3) 引火性、発火性又は爆発性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 前各号に掲げる物のほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生ずるおそれのある物

2 市民及び事業者は、前項各号のいずれかに該当する一般廃棄物を運搬し、又は処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

**第23条** 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者。以下同じ。）は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理できないときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入)

**第24条** 市民及び事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた市民及び事業者が搬入する一般廃棄物は、規則で定める受入基準に適合したものでなければならない。

3 市長は、市民又は事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないときは、当該一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(適正な処理が困難となる物の抑制、指定等)

第25条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないよう製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の適正な処理方法に係る情報を提供すること等により、一般廃棄物の適正な処理を推進しなければならない。

2 市長は、製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等必要な協力を求めることができる。

4 市民は、事業者が行う適正処理困難物の回収等に協力するよう努めなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第25条の2 市長及び市長が指定した者以外の者は、集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長が指定した者以外の者が前項の規定に違反して、集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬したときは、当該違反した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

#### 第4章 生活環境の清潔保持

(土地及び建物の清潔の保持)

第26条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持)

第27条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚してはならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合において、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理する等必要な措置を講じなければならない。

3 公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第28条 空き地の所有者又は管理者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、その周

辺に囲いを設ける等の適正な管理を行わなければならない。

#### 第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理

##### 第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等

(対象となる施設の種類)

第28条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公表への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(調査書の縦覧)

第28条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公表の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 対象施設の名称

(2) 対象施設の設置の場所

(3) 対象施設の種類

(4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 対象施設の処理能力（対象施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

(7) 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（次条において「利害関係人」という。）は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨

2 調査書は、市長が指定する場所において、前項の規定による告示の日から1月間公衆の縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第28条の4 利害関係人は、前条第1項の規定による告示があったときは、同条第2項の縦覧の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第28条の5 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(関係市町村の長との協議)

**第28条の6** 市長は、対象施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼすと認められる地域に本市の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付するとともに、当該調査書の公表への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続について協議するものとする。

**第2節** 一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者  
(技術管理者の資格)

**第28条の7** 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学)にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校)にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において

理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

**第5章** 一般廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

**第29条** 市が行う一般廃棄物の処理で別表第1に掲げるものについては、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業等の許可申請手数料等)

**第30条** 次に掲げる事務については、それぞれ別表第2に定める額の手数料を徴収する。

(1) 別表第2に掲げる許可及び許可の更新、認定及び認定の更新、認可並びに登録及び登録の更新の申請に対する審査

(2) 別表第2に掲げる許可証及び変更許可証の再交付並びに施設確認証の交付及び再交付

**第6章** 廃棄物減量等推進審議会  
(審議会の設置)

**第31条** 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、いわき市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。  
(審議会の組織)

**第32条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

**第33条** 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

**第7章** 雑則

(指導及び助言)

**第34条** 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

**第35条** 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

**第36条** 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくはその適正な処理又は生活環境の清浄の保持に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(いわき市行政手続条例の適用除外)

**第36条の2** 第25条の2第2項の規定による命令については、いわき市行政手続条例(平成9年いわき市条例第1号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

**第37条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

**第8章 罰則**

**第38条** 第25条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

**第39条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(いわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 いわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和59年いわき市条例第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 第30条の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前に前項の規定による廃止前のいわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第18条第3項の規定により委嘱又は任命された委員である者は、第32

条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

5 前項の委員の任期は、旧条例第18条第3項の規定により委嘱又は任命された日から起算する。

6 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成9年3月31日いわき市条例第61号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月29日いわき市条例第59号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年8月25日いわき市条例第88号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則** (平成13年1月5日いわき市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成13年3月29日いわき市条例第35号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年12月27日いわき市条例第76号)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定の適用については、この条例の施行の日から平成16年9月30日までの間に限り、同表中「100円」とあるのは「50円」と、「150円」とあるのは「100円」とする。

**附 則** (平成16年3月31日いわき市条例第15号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成16年7月1日から、第3条の規定は平成17年1月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月28日いわき市条例第27号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月31日いわき市条例第11号)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 改正後の第25条の2の規定による市長の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に改正前の第19条第3項の規則で定める排出基準で定める排出する場所として規則で定めるところにより承認を受けている場所(以下「排出場所」という。)については、当該承認を受けていることをもって、当該排出場所を改正後の第19条第2項に規定する再利用に供する目的をもってする搬出の場所とすることにつき、この条例の施行の日に同項の規定に基づく承認を受けたものとみなす。この場合において、同項の規定に基づく承認は、排出場所としての承認の効力に影響を及ぼさない。

附 則（平成23年3月31日いわき市条例第9号）  
この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日いわき市条例第88号）  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定（第4章の2第1節に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日いわき市条例第91号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定（犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後の犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日いわき市条例第23号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市条例第23号）  
この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第28条の7第6号及び第7号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第29条関係）

| 区分                              | 金額                         |
|---------------------------------|----------------------------|
| 市民又は事業者が処理施設に搬入する廃棄物の焼却処分又は埋立処分 | 10キログラムにつき100円             |
| 一般廃棄物処理計画で定める大型ごみの収集、運搬及び処分     | 1,560円を超えない範囲内で品目別に規則で定める額 |
| 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。）  | 1容器につき150円                 |
| 犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分          | 1体につき1,050円                |

別表第2（第30条関係）

| 区分                                | 単位 | 金額      |
|-----------------------------------|----|---------|
| 法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可    | 1件 | 10,000円 |
| 法第7条第2項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新 | 1件 | 10,000円 |
| 法第7条第6項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可        | 1件 | 10,000円 |

|                                                 |    |                                                                         |          |
|-------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| 許可                                              |    |                                                                         |          |
| 法第7条第7項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可の更新                   | 1件 |                                                                         | 10,000円  |
| 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可   | 1件 |                                                                         | 10,000円  |
| 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可                    | 1件 | 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては110,000円 |          |
| 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可                    | 1件 | 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては100,000円 |          |
| 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設に係る適合の認定                  | 1件 |                                                                         | 33,000円  |
| 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収施設に係る適合の認定の更新               | 1件 |                                                                         | 20,000円  |
| 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可            | 1件 |                                                                         | 70,000円  |
| 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可 | 1件 |                                                                         | 70,000円  |
| 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者の産業廃棄物の処理に係る適合の認定        | 1件 |                                                                         | 147,000円 |
| 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者の産業廃棄物の処理に係る適合の変更の認定     | 1件 |                                                                         | 134,000円 |
| 法第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可                 | 1件 |                                                                         | 81,000円  |

|                                              |     |                                                                            |
|----------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 法第14条第2項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新           | 1 件 | 73, 000円                                                                   |
| 法第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分の業の許可                  | 1 件 | 100, 000円                                                                  |
| 法第14条第7項の規定による産業廃棄物の処分の業の許可の更新               | 1 件 | 94, 000円                                                                   |
| 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可     | 1 件 | 71, 000円                                                                   |
| 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可         | 1 件 | 92, 000円                                                                   |
| 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可        | 1 件 | 81, 000円                                                                   |
| 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新     | 1 件 | 74, 000円                                                                   |
| 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の業の許可            | 1 件 | 100, 000円                                                                  |
| 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の更新         | 1 件 | 95, 000円                                                                   |
| 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可 | 1 件 | 72, 000円                                                                   |
| 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可     | 1 件 | 95, 000円                                                                   |
| 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可                | 1 件 | 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあっては140, 000円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにおいては120, 000円 |
| 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の変更の許可         | 1 件 | 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあっては130, 000円、                                 |

|                                                                |     |          |
|----------------------------------------------------------------|-----|----------|
| その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては<br>110, 000円                           |     |          |
| 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設に係る適合の認定                                | 1 件 | 33, 000円 |
| 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収施設に係る適合の認定の更新                             | 1 件 | 20, 000円 |
| 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可            | 1 件 | 70, 000円 |
| 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可 | 1 件 | 3, 800円  |
| 自動車リサイクル法第42条第1項の規定による引取業者の登録                                  | 1 件 | 3, 400円  |
| 自動車リサイクル法第42条第2項の規定による引取業者の登録の更新                               | 1 件 | 3, 800円  |
| 自動車リサイクル法第53条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録                              | 1 件 | 3, 400円  |
| 自動車リサイクル法第53条第2項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新                           | 1 件 | 78, 000円 |
| 自動車リサイクル法第60条第1項の規定による解体業の許可                                   | 1 件 | 70, 000円 |
| 自動車リサイクル法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新                                | 1 件 | 84, 000円 |
| 自動車リサイクル法第67条第1項の規定による破砕業の許可                                   | 1 件 | 77, 000円 |
| 自動車リサイクル法第67条第2項の規定による破砕業の許可の更新                                | 1 件 | 67, 000円 |
| 自動車リサイクル法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可                          |     |          |

|                                                                                                          |    |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|
| 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可                                                                               | 1件 | 10,000円 |
| 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者（以下「許可業者」という。）に対し規則で定めるところにより交付した許可証又は変更し規則で定めるところにより交付した許可証又は変更許可証の再交付 | 1件 | 2,000円  |
| 許可業者に対し規則で定めるところにより行う施設確認認済証の交付                                                                          | 1件 | 400円    |
| 許可業者に対し規則で定めるところにより交付した施設確認認済証の再交付                                                                       | 1件 | 200円    |

〇いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

平成9年6月12日いわき市規則第38号

改正

平成11年3月29日いわき市規則第20号

平成12年3月30日いわき市規則第22号

平成13年3月6日いわき市規則第20号

平成13年3月29日いわき市規則第31号

平成14年3月29日いわき市規則第31号

平成15年2月25日いわき市規則第1号

平成16年3月31日いわき市規則第26号

平成16年12月28日いわき市規則第56号

平成17年3月4日いわき市規則第3号

平成17年3月31日いわき市規則第5号

平成19年3月30日いわき市規則第23号

平成21年3月31日いわき市規則第15号

平成21年9月9日いわき市規則第28号

平成23年3月31日いわき市規則第16号

平成23年5月30日いわき市規則第29号

平成24年7月5日いわき市規則第39号

平成24年12月27日いわき市規則第69号

平成25年12月26日いわき市規則第48号

平成27年3月31日いわき市規則第20号

平成28年3月31日いわき市規則第16号

平成31年3月29日いわき市規則第20号

令和元年12月26日いわき市規則第32号

令和3年3月30日いわき市規則第21号

令和3年8月12日いわき市規則第45号

令和6年3月27日いわき市規則第9号

いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

|       |                                                                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章   | 廃棄物の減量（第3条・第4条）                                                                                                                                                                             |
| 第3章   | 一般廃棄物の適正処理（第4条の2―第14条の3）                                                                                                                                                                    |
| 第4章   | 廃棄物処理業等（第15条―第26条の6の3）                                                                                                                                                                      |
| 第4章の2 | 廃棄物処理施設（第26条の7―第26条の10）                                                                                                                                                                     |
| 第5章   | 一般廃棄物処理手数料等（第27条―第29条）                                                                                                                                                                      |
| 第6章   | 廃棄物減量等推進審議会（第30条―第35条）                                                                                                                                                                      |
| 第7章   | 雑則（第36条・第37条）                                                                                                                                                                               |
| 附則    |                                                                                                                                                                                             |
| 第1章   | 総則（趣旨）                                                                                                                                                                                      |
| 第1条   | この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及びいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年いわき市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 |
|       | （定義）                                                                                                                                                                                        |
| 第2条   | この規則における用語の意義は、法、自動車リサイクル法、浄化槽法及び条例の例による。                                                                                                                                                   |
| 第2章   | 廃棄物の減量（事業用大規模建築物）                                                                                                                                                                           |
| 第3条   | 条例第16条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物は、次に掲げる建築物とする。                                                                                                                                                |
| （1）   | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物                                                                                                                                          |
| （2）   | 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗                                                                                                                                                   |
| （3）   | 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建築物                                                                                                                                                                   |
|       | （事業系一般廃棄物減量計画書）                                                                                                                                                                             |
| 第4条   | 条例第16条第2項の事業系一般廃棄物の減量に関する計画は、事業系一般廃棄物減量計画書（第1号様式）により作成するものとする。                                                                                                                              |
| 第3章   | 一般廃棄物の適正処理（家庭系廃棄物の搬出の基準）                                                                                                                                                                    |
| 第4条の2 | 条例第19条第2項に規定する再利用に供する目的をもってする搬出は、次に掲げる基準により行うものとする。                                                                                                                                         |
| （1）   | 搬出する日時は、一般廃棄物処理計画で定める収集日の当日で、午前8時30分までとすること。                                                                                                                                                |
| （2）   | 搬出する場所は、市長の承認を受けた場所とすること。                                                                                                                                                                   |

（3） 搬出の方法は、一般廃棄物処理計画で定める方法によること。

（家庭系廃棄物の排出基準）

第5条 条例第19条第3項の規則で定める排出基準は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

| 事項  |                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア   | 排出するときは、あらかじめ市長に申し出ること。                                                                                                         |
| イ   | 排出する日時は、申出の際に市長が指定する日時とすること。                                                                                                    |
| ウ   | 排出する場所は、申出の際に市長が指定する場所とすること。                                                                                                    |
| エ   | 排出する際は、その排出に係る大型ごみに、当該大型ごみの品目に係る手数料の額に応じた枚数の大型ごみ収集処理手数料納付券（第1号様式の2）を貼付すること。                                                     |
| （2） | 前号以外の廃棄物（犬、猫その他の動物の死体を除く。） 次のアからウまでに掲げる事項                                                                                       |
| ア   | 排出する日時は、一般廃棄物処理計画で定める収集日の当日で、午前8時30分までとすること。                                                                                    |
| イ   | 排出する場所は、市長の承認を受けた場所とすること。                                                                                                       |
| ウ   | 排出に使用する容器は、縦70センチメートル、横50センチメートルの大きさと、無色かつ透明のポリエチレン製の袋（以下「市の規格の袋」という。）とすること。ただし、市の規格の袋による排出が困難である廃棄物については、市長が別に指示するところによるものとする。 |
|     | （承認を要する集積所の設置の承認等）                                                                                                              |
| 第5条 | 承認を要する集積所を新設し、又はその位置を変更しようとする者は、集積所新設・変更承認申請書（第2号様式）を当該新設し、又は変更しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。                                   |
| 2   | 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる承認を要する集積所の設置基準に従い承認の可否について決定し、その旨を集積所承認・不承認決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。                             |
| （1） | 市長及び市長が指定した者が行う収集業務に支障がない場所であること。                                                                                               |
| （2） | 交通に支障がない場所であること。                                                                                                                |
| （3） | おおむね15世帯以上の利用があること。                                                                                                             |
| （4） | 承認を要する集積所を管理する者（第4項、次条、第2号様式及び第3号様式において「管理者」という。）を選出していること。                                                                     |
| 3   | 市長は、適正な管理がなされていないと認めるときは、当該承認を受けた集積所の承認を取り消すことができる。                                                                             |
| 4   | 管理者は、承認を受けた集積所を廃止しようとするときは、集積所廃止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。                                                                        |

(承認を受けた集積所の管理)

**第7条** 管理者は、当該承認を受けた集積所の利用者が次に掲げる事項を遵守するよう指導、啓発等に努めなければならない。

- (1) 相互に協力して承認を受けた集積所の清潔を保持すること。
- (2) 廃棄物を適正に分別して搬出し、又は排出すること。
- (3) 第4条の2の搬出の基準及び第5条の排出基準に従って廃棄物を搬出し、又は排出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、承認を受けた集積所の承認の際に示す管理事項

2 承認を受けた集積所を新たに利用しようとする者は、自らその管理者の承諾を受けなければならない。  
(事業系一般廃棄物の排出基準)

**第8条** 条例第20条第4項の規則で定める排出基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出する日時は、一般廃棄物処理計画で定める収集日の当日で、午前8時30分までとすること。
- (2) 排出する場所は、前条第2項の承諾を受けた集積所とすること。
- (3) 排出に使用する容器は、事業者専用袋(第5号様式)とすること。

**第9条** 削除

(開発事業者)

**第10条** 条例第21条第1項の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (4) 15戸以上の住宅を建築する事業

(適正処理協議書)

**第11条** 条例第21条第1項の規定による協議は、一般廃棄物適正処理協議書(第7号様式)を市長に提出し  
て行うものとする。

(死犬等処理届)

**第12条** 条例第23条の規定による届出は、死犬等処理届(第8号様式)により行うものとする。

(処理施設への一般廃棄物の搬入申込等)

**第13条** 条例第24条第1項の規定により一般廃棄物(し尿又は浄化槽に係る汚泥を除く。)を処理施設に搬入しようとする者(以下「搬入者」という。)は、市長が別に定めるところにより申し出なければならない。

2 搬入者は、その一般廃棄物を処理施設に搬入するに際して、当該処理施設の係員の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の受入基準)

**第14条** 条例第24条第2項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- (2) 処理施設で処分できる性状、形状及び量の廃棄物であること。
- (3) 一般廃棄物処理計画等に従って、分別し、及び排出した廃棄物であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、処理施設の適正な管理運営のため市長が別に定める事項に違反しないこと。

(指定収集運搬者)

**第14条の2** 条例第25条の2第1項の規定による指定は、次に掲げる者について行うものとする。

- (1) 集積所から廃棄物を収集し、又は運搬することについて市が委託している者
- (2) 一般廃棄物処理計画で定める者

2 市長は、前項の規定により指定した者に対し、指定収集運搬者指定証(第9号様式)を交付するものとする。

3 市長は、前項の指定収集運搬者指定証を交付したときは、速やかに指定した者の名称、所在地、収集し、又は運搬する廃棄物の種類及び指定の有効期限を告示するものとする。

(収集又は運搬の禁止命令)

**第14条の3** 条例第25条の2第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(第10号様式)により行うものとする。

**第4章** 廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

**第15条** 法第7条第1項又は第2項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬の業(以下「一般廃棄物収集運搬業」という。)の許可又は許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(第11号様式)を、同条第6項又は第7項の規定により一般廃棄物の処分の業(以下「一般廃棄物処分業」という。)の許可又は許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(第12号様式)を、それぞれ市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)

(3) 従業員名簿

(4) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(5) 申請者の資産に関する調書並びに直前2年の所得税、県民税及び市民税の納付すべき額及び納付済

額を証する書類（申請者が法人である場合は、直前２年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人県民税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）

- (6) 事業の用に供する車両がある場合は、自動車検査証の写し及びその写真
- (7) 事業の用に供する施設（車両を除く。第10号において同じ。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面）

- (8) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類

- (9) 事業の用に供する施設が法第8条第1項の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (10) 事業の用に供する施設が法第15条の2の5第1項の規定による届出を受理されている場合は、その受理書の写し

- (11) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (12) 他の市町村長から一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けている場合は、その許可証の写し

- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第2号及び第8号から第11号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

（事業の範囲の変更の許可申請）

- 第16条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（第13号様式）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 前条第2項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（浄化槽清掃業許可申請書等）

- 第17条 浄化槽法第35条第1項の許可の期間は、2年以内とする。

- 2 浄化槽法第35条第3項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（第14号様式）とする。

（許可証の交付等）

- 第18条 市長は、法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新をしたときは一般廃棄物収集運搬業許可証（第15号様式）を、同条第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新をしたときは一般廃棄物処分業許可証（第16号様式）を、法第7条の2第1

項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証（第17号様式）を、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可をしたときは浄化槽清掃業許可証（第18号様式）を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

- 2 自動車リサイクル法第44条第2項（同法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は引取業者登録通知書（第18号様式の2）により、同法第55条第2項（同法第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知はフロン類回収業者登録通知書（第18号様式の3）により行うものとする。

- 3 市長は、許可業者がその事業の用に供する施設を確認したときは、施設確認済証（第19号様式）を交付するものとする。

- 4 許可業者は、第1項に規定する許可証及び前項の施設確認済証（以下「許可証等」という。）を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 5 許可業者は、施設確認済証の交付を受けたときは、当該施設確認済証を施設の見やすい箇所に表示しておかなければならない。

（不許可等の通知）

第19条 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第2項に規定する申請書を受理した場合において、一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新をしないときは一般廃棄物処理業不許可通知書（第20号様式）により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしないときは一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書（第21号様式）により、浄化槽清掃業の許可をしないときは浄化槽清掃業不許可通知書（第22号様式）により、それぞれ当該申請者に通知する。

- 2 自動車リサイクル法第45条第2項の規定による通知は引取業者登録拒否通知書（第22号様式の2）により、同法第56条第2項の規定による通知はフロン類回収業者登録拒否通知書（第22号様式の3）により行うものとする。

（許可証等の再交付）

- 第20条 許可業者は、許可証等を紛失し、き損し、又は汚損したときは、許可証等紛失等届（第23号様式）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、き損又は汚損により許可証等の再交付を受けようとするときは、そのき損し、又は汚損した許可証等を添付しなければならない。

（従業員証の発行等）

- 第21条 許可業者は、従業員に、その身分を示す従業員証（第24号様式）を発行しなければならない。

- 2 許可業者は、従業員をその業務に従事させようとするときは、常に従業員証を携帯させなければならない。
- い。

- 3 従業員は、関係人に従業員証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- （変更の届出）

**第22条** 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第1項の規定による許可を受けて、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更をした場合を除き、次に掲げる事項を変更したときは、一般廃棄物処理業変更届（第25号様式）を当該変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条の2第3項の住所その他環境省令で定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、第15条又は第16条に規定する申請書又は添付書類の記載事項
- 2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届（第26号様式）により行うものとする。
- 3 前2項に規定する届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その内容を明らかにする書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(事業の廃止又は休止の届出)

**第23条** 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、一般廃棄物処理業廃止等届（第27号様式）を当該廃止又は休止の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 自動車リサイクル法第48条第1項の規定による届出は引取業廃業等届（第27号様式の2）により、同法第59条において準用する同法第48条第1項の規定による届出はフロン類回収業廃業等届（第27号様式の3）により行うものとする。

- 3 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届（第28号様式）により行うものとする。

- 4 前3項に規定する届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その内容を明らかにする書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(許可の取消し等)

**第24条** 法第7条の3の規定による事業の全部又は一部の停止命令は一般廃棄物処理業停止命令書（第29号様式）により、法第7条の4各項の規定による許可の取消しによる一般廃棄物処理業許可取消通知書（第30号様式）により行うものとする。

- 2 自動車リサイクル法第51条第2項において準用する同法第45条第2項の規定による通知は、登録の取消しにあっては引取業者登録取消通知書（第30号様式の2）により、事業の全部又は一部の停止の命令にあっては引取業停止命令書（第30号様式の3）により、同法第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定による通知は、登録の取消しにあってはフロン類回収業者登録取消通知書（第30号様式の4）により、事業の全部又は一部の停止の命令にあってはフロン類回収業停止命令書（第30号様式の5）により行うものとする。

- 3 浄化槽法第41条第3項の規定により同条第2項の規定による処分をした場合に準用される同法第35条

第4項の規定による通知は、許可の取消しにあっては浄化槽清掃業許可取消通知書（第31号様式）により、事業の全部又は一部の停止の命令にあっては浄化槽清掃業停止命令書（第32号様式）により行うものとする。

(許可証等の返還)

**第25条** 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証等の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 許可を取り消されたとき。
- (4) 許可証等を紛失したことで再交付を受けた者が、紛失した許可証等を回復するに至ったとき。
- 2 許可業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証等を一時市長に返還しなければならない。

(実績報告書の提出)

**第26条** 許可業者は、毎月末日までに前月中の一般廃棄物の処理状況又は浄化槽の清掃の実施状況について、一般廃棄物処理業者にあっては一般廃棄物処理業実績報告書（第33号様式）を、浄化槽清掃業者にあっては浄化槽清掃業実績報告書（第34号様式）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

(廃棄物再生輸送業の指定)

**第26条の2** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号又は省令第9条第2号の指定（以下「廃棄物再生輸送業の指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物・産業廃棄物再生輸送業指定申請書（第34号様式の2）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 取り扱う廃棄物の種類及び数量
- (4) 再生利用の目的
- (5) 事業の用に供する施設の種類及び数
- (6) 取り扱う廃棄物に関し取引をする者の氏名及び住所
- (7) 再生により得られる製品の種類及び用途
- (8) 従業員数

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事

項証明書)

(3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(4) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

(5) 省令第2条の3第2号又は省令第10条の3第2号の指定(以下「廃棄物再生生活用業の指定」という。)を受けた者が申請する場合は、その指定証の写し

(6) 前号に規定する者の委託を受けて再生輸送(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集又は運搬をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者が申請する場合は、同号に規定する者との委託関係を証する書類及び同号に規定する者の廃棄物再生生活用業の指定証の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の指定による申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、廃棄物再生輸送業の指定をするものとする。

(1) 再生生活用(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分をいう。以下同じ。)を業として行う者が自ら再生輸送を行い又は再生生活用を業として行う者の委託を受けて再生輸送を行うこと。

(2) 再生輸送を確実に行うための施設、人員等を備えていること。

(3) 再生輸送において、生活環境の保全上支障が生じないこと。

4 市長は、廃棄物再生輸送業の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

5 市長は、廃棄物再生輸送業の指定をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物再生輸送業指定証(第34号様式の3)を当該申請者に交付するものとする。

(廃棄物再生生活用業の指定)

第26条の3 廃棄物再生生活用業の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物・産業廃棄物再生生活用業指定申請書(第34号様式の4)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 取り扱う廃棄物の種類及び数量
- (4) 再生利用の目的
- (5) 事業の用に供する施設の種類、数、設置場所及び処理能力
- (6) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (7) 取り扱う廃棄物に関し取引をする者の氏名及び住所

(8) 再生により得られる製品の種類及び用途

(9) 従業員数

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 排出者(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物を排出する者をいう。以下同じ。)との取引関係を証する書類

(2) 再生生活用の処理工程図

(3) 再生輸送を委託する場合は、委託関係を証する書類

(4) 再生生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、廃棄物再生生活用業の指定をするものとする。

(1) 廃棄物を原則として無償で引き取ること。

(2) 再生生活用を確実に行うための施設、人員等を備えていること。

(3) 引き取る廃棄物は、すべて再生生活用の用に供されること。

(4) 排出者との取引関係に継続性があること。

(5) 再生生活用において、生活環境の保全上支障が生じないこと。

(6) 再生生活用において生ずる廃棄物を適正に処理できること。

4 市長は、廃棄物再生生活用業の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

5 市長は、廃棄物再生生活用業の指定をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物再生生活用業指定証(第34号様式の5)を当該申請者に交付するものとする。

(指定証の再交付)

第26条の3の2 廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「廃棄物再生輸送業者」という。)及び廃棄物再生生活用業の指定を受けた者(以下「廃棄物再生生活用業者」という。)は、第26条の2第5項又は第26条の3第5項に規定する指定証(以下「指定証」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したときは、指定証紛失等届(第34号様式の5の2)を市長に提出し、その再交付を受けることができる。この場合において、き損又は汚損により指定証の再交付を受けようとするときは、そのき損し、又は汚損した指定証を添付しなければならない。

(再生輸送又は再生生活用する廃棄物の種類の変更)

第26条の4 廃棄物再生輸送業者は、取り扱う廃棄物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、一般廃棄物・産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(第34号様式の6)を市長に提出しなければならない。

だし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第26条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第26条の4第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第26条の4第1項」と読み替えるものとする。

3 廃棄物再生生活利用業者は、取り扱う廃棄物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、一般廃棄物・産業廃棄物再生生活利用業変更指定申請書（第34号様式の7）を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第26条の3第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第26条の4第3項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第26条の4第3項」と読み替えるものとする。

（再生輸送業等の廃止又は変更の届出）

**第26条の5** 廃棄物再生輸送業者又は廃棄物再生生活利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は次に掲げる事項を変更したとき（取り扱う廃棄物の種類の変更に係る場合を除く。）は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、廃棄物再生輸送業・再生生活利用業の廃止・変更届（第34号様式の8）を市長に提出しなければならない。

（1） 第26条の2第1項第1号、第2号又は第4号から第7号までに規定する事項

（2） 第26条の3第1項第1号、第2号又は第4号から第8号までに規定する事項

2 前項に規定する届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 第26条の2第2項又は第26条の3第2項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（再生輸送業等の指定の取消し）

**第26条の6** 市長は、廃棄物再生輸送業者が第26条の2第3項各号に適合しないとき又は廃棄物再生生活利用業者が第26条の3第3項各号に適合しないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（準用）

**第26条の6の2** 第25条第1項の規定は廃棄物再生輸送業者及び廃棄物再生生活利用業者について準用する。

**第26条の6の3** 第25条（第2項に規定する休止の場合を除く。）及び第26条の3の2の規定は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。

**第4章の2** 廃棄物処理施設

（一般廃棄物処理施設に係る申請書等）

**第26条の7** 次の各号に掲げる申請書、報告書及び届出書は、当該各号に定める申請書、報告書及び届出書

によるものとする。

（1） 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第34号様式の9）

（2） 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第34号様式の10）

（3） 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第34号様式の10の2）

（4） 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（第34号様式の10の2の2）

（5） 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第34号様式の10の3）

（6） 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第34号様式の10の4）

（7） 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（第34号様式の10の5）

（8） 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第34号様式の10の6）

（9） 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書（第34号様式の10の6の2）

（10） 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休止等届出書（第34号様式の10の6の3）

（11） 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収報告書（第34号様式の10の6の4）

（12） 法第9条の3第1項の規定による届出に係る届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書（第34号様式の10の7）

（13） 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書（第34号様式の10の8）

（14） 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（第34号様式の10の9）

（15） 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書（第34号様式の10の10）

（16） 省令第6条第1項の届出書 相統届出書（第34号様式の10の11）

（17） 省令第12条の7の17第2項の届出書 特例による一般廃棄物処理施設設置届出書（第34号様式の10の12）

（18） 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る届出書 特例による一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設種類等変更・事業廃止届出書（第34号様式の10の13）

（氏名等の変更に係る届出書の添付書類）

**第26条の7の2** 法第8条第2項第1号に掲げる事項の変更に係る省令第5条の4の2第1項の届出書には、同条第2項に規定するもののほか、届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合は、その法人の

定款その他の基本約款及び登記事項証明書）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。  
（許可証等の交付）

**第26条の 8** 市長は、法第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第 9 条第 1 項の規定による当該施設の変更の許可をしたときは一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（第34号様式の10の14）を、法第 8 条の 2 の 2 の規定による一般廃棄物処理施設の検査をしたときは一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（第34号様式の10の14の 2）を、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による熱回収施設に係る適合の認定をしたときは一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（第34号様式の10の14の 3）を、法第 9 条の 5 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証（第34号様式の10の15）を、法第 9 条の 6 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可をしたときは合併・分割認可証（第34号様式の10の16）を、法第15条の 2 の 5 の規定による産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理をしたときは特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書（第34号様式の10の17）を、それぞれ申請者又は届出者に交付するものとする。

（準用）

**第26条の 8 の 2** 第25条第 1 項（第 1 号を除く。）及び第26条の 3 の 2 の規定は、法第 8 条第 1 項又は法第 15 条第 1 項の許可を受けた者について準用する。

（調査書の縦覧）

**第26条の 8 の 3** 条例第28条の 3 第 2 項の規定により縦覧に供された調査書（次項において「調査書」という。）を縦覧しようとする者は、生活環境影響調査書縦覧請求書（第34号様式の10の18）を市長に提出しなければならない。

2 調査書を縦覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を破損し、又は汚損しないこと。

3 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その縦覧を停止させ、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

**第26条の 8 の 4** 条例第28条の 4 の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見  
（最終処分場埋立終了届出台帳）

**第26条の 9** 法第19条の12第 1 項の台帳は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳（第34号様式の11。以下「届出台帳」という。）によるものとする。

（届出台帳の閲覧）

**第26条の10** 届出台帳の閲覧は、生活環境部廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という。）において行う

ものとする。

2 届出台帳の閲覧は、いわき市の休日の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日以外の日に行うものとし、その時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

3 市長は、届出台帳の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前項に規定する閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することができる。

4 届出台帳の閲覧は、無料とする。

5 届出台帳の閲覧を請求しようとする者は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書（第34号様式の12）を市長に提出しなければならない。

6 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 届出台帳を廃棄物対策課以外の場所に持ち出さないこと。
- (2) 届出台帳を破損し、又は汚損しないこと。

7 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

**第 5 章** 一般廃棄物処理手数料等

（一般廃棄物処理手数料の徴収）

**第27条** 条例別表第 1 の品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第29条第 1 項の手数料の徴収時期は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民又は事業者が処理施設に搬入する廃棄物の焼却処分又は埋立処分に係る手数料 搬入の際
- (2) 大型ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料 大型ごみ収集処理手数料納付券の交付の際
- (3) 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料 事業者専用袋の交付の際
- (4) 犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料 当該犬、猫その他の動物の死体の

処理の際

3 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の場合において、市長が特に必要と認めるときは、納期限を定めて納入通知書を発行し、及び徴収することができる。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

**第28条** 条例第29条第 2 項の規定により手数料を減額し、又は免除することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 地震、水害、火災等の災害を受けた者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

- 2 条例第29条第2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書（第35号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の手数料減免申請書の提出があったときは、減額又は免除の可否を決定し、その旨を手数料減免・不減免決定通知書（第36号様式）により申請者に通知するものとする。

（一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の徴収）

**第29条** 条例第30条の手数料の徴収時期は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 第15条から第17条までに規定する許可又は許可の更新に係る手数料 それぞれの許可又は許可の更新に係る申請書の提出の際
- （2） 第18条第3項に規定する施設確認済証の交付に係る手数料 施設確認済証の交付の際
- （3） 第20条に規定する許可証等の再交付に係る手数料 それぞれの許可証等の再交付の際
- （4） 前3号に掲げる手数料以外の手数料 それぞれの許可若しくは許可の更新、認定若しくは認定の更新、認可又は登録若しくは登録の更新に係る申請書の提出の際

#### 第6章 廃棄物減量等推進審議会

（会長及び副会長）

**第30条** 条例第31条の審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （会議）

**第31条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （部会）

**第32条** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（関係者の出席）

**第33条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

**第34条** 審議会の庶務は、生活環境部資源循環推進課で処理する。

（委任）

**第35条** 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 第7章 雑則

（身分証明書）

**第36条** 条例第36条第2項の証明書は、身分証明書（第37号様式）とする。

（委任）

**第37条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

（いわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則及びいわき市廃棄物減量等推進審議会規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- （1） いわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和59年いわき市規則第21号）
- （2） いわき市廃棄物減量等推進審議会規則（平成5年いわき市規則第34号）
- （経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項の規定による承認を受けているごみ集積所は、この規則の規定により承認を受けているものとみなす。

- 4 旧条例及び旧規則の規定により交付された許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、第18条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

- 5 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 旧規則の規定により作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

**附 則**（平成11年3月29日いわき市規則第20号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日いわき市規則第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月6日いわき市規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年 3 月29日いわき市規則第31号)

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第19号様式の規定により作成され、交付されている浄化槽清掃業施設確認済証は、改正後の第19号様式の規定により作成されたものとみなす。

附 則 (平成14年 3 月29日いわき市規則第31号)

- 1 この規則は、平成14年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則 (以下「旧規則」という。) 第 9 号様式の規定により作成され、提出されているごみ搬入申込書は、改正後の第 9 号様式の規定により作成されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第10号様式の規定により作成され、交付されているごみ搬入券は、改正後の第10号様式の規定により作成されたものとみなす。

附 則 (平成15年 2 月25日いわき市規則第 1 号)

この規則は、平成15年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 3 月31日いわき市規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表電気・ガス・石油器具類の部冷凍庫 (150リットル未満) の項及び冷凍庫 (150リットル以上) の項を削る改正規定は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日いわき市規則第56号)

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。ただし、第26条の 9 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月 4 日いわき市規則第 3 号)

この規則は、平成17年 3 月 7 日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月31日いわき市規則第 5 号)

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月30日いわき市規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月31日いわき市規則第15号)

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条第2項第2号及び第26条の2第2項第2号の改正規定、第26条の7の2の改正規定、第29条第2号の改正規定並びに第34号様式の2 (裏面) [添付書類] 第2号、第34号様式の4 (裏面) [添付書類] 第2号、第34号様式の6 (裏面) [添付書類] 第2号及び

び第34号様式の7 (裏面) [添付書類] 第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年 9 月 9 日いわき市規則第28号)

この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月31日いわき市規則第16号)

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 5 月30日いわき市規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年 7 月 5 日いわき市規則第39号)

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。ただし、第34号様式の 9 (第3面)、第34号様式の10の3 (第2面)、第34号様式の10の9 (第2面) 及び第34号様式の10の11 (裏面) の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日いわき市規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日いわき市規則第48号)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則別表の規定に基づき手数料を納付し、同日以後に排出する場合のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第5条第1号に規定する大型ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年 3 月31日いわき市規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月31日いわき市規則第16号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年 3 月29日いわき市規則第20号)

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の別表の規定による手数料を納付し、同日以後に排出する場合のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第5条第1号に規定する大型ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月26日いわき市規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月30日いわき市規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年8月12日いわき市規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日いわき市規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第27条関係)

| 種類          | 品目                               | 金額         |
|-------------|----------------------------------|------------|
| 電気・ガス・石油器具類 | エフエフ式温風器                         | 円<br>1,040 |
|             | オーディオ機器 (3辺の和が140センチメートル未満)      | 520        |
|             | オーディオ機器 (3辺の和が140センチメートル以上)      | 1,040      |
|             | 家具調こたつ (天板を含む。3辺の和が220センチメートル未満) | 520        |
|             | 家具調こたつ (天板を含む。3辺の和が220センチメートル以上) | 1,040      |
|             | ガステーブル                           | 520        |
|             | カラオケ演奏装置                         | 1,040      |
|             | 空気清浄機                            | 520        |
|             | 照明器具                             | 520        |
|             | 除湿機                              | 520        |
|             | 食器洗乾燥機                           | 520        |
|             | ストーブ                             | 520        |
|             | ズボンプレスサー                         | 520        |
|             | 扇風機                              | 520        |
|             | 電気カーペット                          | 520        |
|             | 電子レンジ                            | 520        |
|             | 生ごみ処理機                           | 520        |
|             | ファンヒーター                          | 520        |
|             | 餅つき機                             | 520        |
|             | 冷風扇                              | 520        |

|        |                                                                                                                     |       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 家具・寝具類 | アコーディオンカーテン                                                                                                         | 520   |
|        | 椅子1人用                                                                                                               | 520   |
|        | 椅子2人用                                                                                                               | 1,040 |
|        | 椅子3人用                                                                                                               | 1,560 |
|        | カーデンレール                                                                                                             | 520   |
|        | カーベット                                                                                                               | 520   |
|        | キッチンワゴン、下駄箱、コンパクトデスク棚、サイドボード、収納ケース、食器棚、たんす、机 (袖なし)、テーブル、テレビ台、電話台、ビデオ棚、本棚、ラック及びびレンジ台 (3辺の和が220センチメートル未満)             | 520   |
|        | キッチンワゴン、下駄箱、コンパクトデスク棚、サイドボード、収納ケース、食器棚、たんす、机 (袖なし)、テーブル、テレビ台、電話台、ビデオ棚、本棚、ラック及びびレンジ台 (3辺の和が220センチメートル以上370センチメートル未満) | 1,040 |
|        | キッチンワゴン、下駄箱、コンパクトデスク棚、サイドボード、収納ケース、食器棚、たんす、机 (袖なし)、テーブル、テレビ台、電話台、ビデオ棚、本棚、ラック及びびレンジ台 (3辺の和が370センチメートル以上)             | 1,560 |
|        | 鏡台 (椅子を含む。)                                                                                                         | 1,040 |
|        | 座椅子                                                                                                                 | 520   |
|        | じゅうたん                                                                                                               | 520   |
|        | 洗面化粧台                                                                                                               | 1,560 |
|        | ソファアー1人用 (スプリングあり。)                                                                                                 | 520   |
|        | ソファアー2人用 (スプリングあり。)                                                                                                 | 1,040 |
|        | ソファアー3人用 (スプリングあり。)                                                                                                 | 1,560 |
|        | ソファアー (スプリングなし。)                                                                                                    | 520   |
|        | 畳1畳 (化学繊維)                                                                                                          | 520   |
|        | 畳1畳 (藁)                                                                                                             | 1,040 |
|        | 建具                                                                                                                  | 520   |
|        | 机 (袖付)                                                                                                              | 1,560 |

|      |                                 |        |
|------|---------------------------------|--------|
| 趣味用品 | 布団 1組                           | 520    |
|      | ブラインド                           | 520    |
|      | ベビーベッド                          | 520    |
|      | ベッド (スプリングマットレス及び電動式のものを除く。)    | 1, 560 |
|      | マットレス (スプリングあり。)                | 1, 560 |
|      | マットレス (スプリングなし。)                | 520    |
|      | 運動用具 (ラケット、バット等)                | 520    |
|      | オルガン (電子ピアノを含む。)                | 1, 560 |
|      | 楽器 (ギター、キーボード等)                 | 520    |
|      | 健康器具 (ウォーカー)                    | 1, 040 |
|      | 健康器具 (エアロバイク)                   | 1, 040 |
|      | 健康器具 (マッサージ機)                   | 1, 560 |
|      | 健康器具 (ウォーカー、エアロバイク及びマッサージ機を除く。) | 520    |
|      | ゴルフ用具 (バッグ及びクラブ)                | 520    |
|      | スキー用具 (板及びストック)                 | 520    |
|      | スノーボード                          | 520    |
|      | 卓球台                             | 1, 560 |
| その他  | 麻雀台                             | 520    |
|      | アイロン台                           | 520    |
|      | アンテナ                            | 520    |
|      | 編機                              | 520    |
|      | 一輪車                             | 520    |
|      | 衣類乾燥機台                          | 520    |
|      | 買物カート                           | 520    |
|      | 傘立て                             | 520    |
|      | 玩具                              | 520    |
|      | 脚立                              | 520    |
|      | クーラーボックス                        | 520    |
|      | 車椅子 (電動を除く。)                    | 520    |
|      | 米びつ                             | 520    |

|  |                                        |        |
|--|----------------------------------------|--------|
|  | サマーベッド                                 | 520    |
|  | 三輪車                                    | 520    |
|  | 室内物干し                                  | 520    |
|  | 自転車                                    | 520    |
|  | スーツケース                                 | 520    |
|  | すのこ                                    | 520    |
|  | ダストボックス (木製を除く。)                       | 520    |
|  | チャイルドシート                               | 520    |
|  | ついたて                                   | 520    |
|  | パラソル                                   | 520    |
|  | ベビーカー                                  | 520    |
|  | ポータブルトイレ                               | 520    |
|  | ミシン (踏み台付)                             | 1, 040 |
|  | 物干し台 (土台なし。)                           | 1組     |
|  | 物干し台 (土台付)                             | 1組     |
|  | その他のもの (3辺の和が220センチメートル未満)             | 520    |
|  | その他のもの (3辺の和が220センチメートル以上440センチメートル未満) | 1, 040 |
|  | その他のもの (3辺の和が440センチメートル以上)             | 1, 560 |

備考 「3辺の和」とは、大型ごみの縦、横及び奥行の合計の長さをいう。

## 〇いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例

平成12年3月29日いわき市条例第22号

### いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例

#### (目的)

**第1条** この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって、ポイ捨てを防止するとともに、美化活動を充実することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、容易に捨てることができ、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等をみだりに定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

#### (市の責務)

**第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

- (1) ポイ捨ての防止に関する施策
- (2) 自主的な美化活動の促進に関する施策
- (3) 環境に関する教育及び学習の促進に関する施策  
(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、ポイ捨ての防止について従業員の意識の啓発を図るとともに、その事業活動を行う地域において、清掃その他の美化活動の充実に努めなければならない。

2 事業者のうち、飲料、食料、たばこその他ポイ捨てをされるおそれがある物の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨ての防止について、消費者の意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

#### (市民等の責務)

**第5条** 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、たばこの

吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、ポイ捨ての防止について相互に協力して意識の高揚を図るとともに、清掃その他の美化活動の充実に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

#### (土地所有者等の責務)

**第6条** 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨てを防止するため、清掃その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

#### (連携及び協力)

**第7条** 市、事業者、市民等及び土地所有者等は、ポイ捨ての防止及び清掃その他の美化活動の充実に関し、相互に連携し、及び協力しなければならない。

#### (ポイ捨ての禁止)

**第8条** 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

#### (公共の場所における散乱の防止)

**第9条** 公園、広場、道路、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）において、印刷物その他宣伝のための物（以下「印刷物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その配布場所又はその周辺の場所に当該印刷物等が散乱したときは、速やかに、これを処理しなければならない。

#### (回収容器の設置及び管理)

**第10条** 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

#### (美化活動の支援)

**第11条** 市長は、公共の場所における清掃、ポイ捨ての防止に関する意識の啓発その他の自主的な美化活動を行う者に対し、清掃用具の贈与、美化活動に関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

#### (指導及び助言)

**第12条** 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者、市民等及び土地所有者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

#### (勧告)

**第13条** 市長は、第9条の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該散乱した印刷物等処理すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第10条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、回収容器を設置すべきことを勧告することができる。

3 市長は、第10条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該回収容器を適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、たばこの吸い殻入れ等に収納すべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、前条第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

(報告の徴収)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、市民等及び土地所有者等に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、市民等及び土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第14条第2項の規定による命令に違反した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第2号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

## 附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

〇いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例施行規則

平成12年8月25日いわき市規則第61号

いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例（平成12年いわき市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第2条 条例第10条第1項の規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該当する自動販売機とする。

- (1) 垣、さく、堀その他これらに類するものに囲まれていること等により自由に入ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に入ち入らなければならないことができないもの
- (2) 建物の内部に設置される自動販売機で、当該建物に入ち入らなければならないことができないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がポイ捨てをされるおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

販売機

(回収容器の設置)

第3条 条例第10条第1項の規定による回収容器の設置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の形状は、空き缶等の収納が容易であり、かつ、安定性を有するものであること。
- (3) 回収容器には、空き缶等を回収するための容器である旨の表示等があること。
- (4) 回収容器の設置場所は、当該回収容器が設置される自動販売機から5メートル以内の発見しやすい

場所であること。

(公表の方法)

第4条 条例第15条の規定による公表は、告示その他の方法により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第17条第2項の証明書は、身分証明書（別記様式）によるものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

〇いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例  
平成9年3月31日いわき市条例第5号

いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、リサイクルプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)  
第2条 再利用に関する市民の意識の啓発及び再利用に関する市民の自発的な活動の促進を図ることにより、廃棄物の減量を推進し、もって資源循環型社会の形成に資するため、次のとおりリサイクルプラザを設置する。

| 名称                  | 位置                   |
|---------------------|----------------------|
| いわき市リサイクルプラザクリンピーの家 | いわき市渡辺町中金戸字大石沢24番地の1 |

(定義)  
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。  
(2) 再利用 いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年いわき市条例第39号）第2条第2項第4号に規定する再利用をいう。  
(事業)

- 第4条 いわき市リサイクルプラザクリンピーの家（以下「プラザ」という。）は、次に掲げる事業を行う。  
(1) 再利用に関する情報を収集し、及び提供すること。  
(2) 再利用に関する学習の機会を提供すること。  
(3) 不用品を再生すること。  
(4) 再生品の展示等を行うこと。  
(5) 再利用に関する市民の自発的な活動の場を提供すること。  
(6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置の目的を達成するために必要な事業  
(使用の許可)

- 第5条 プラザのうち次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。  
(1) 市民工房  
(2) 研修室  
(3) 会議室

- (4) 保管庫  
(使用の制限)

第6条 市長は、プラザを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  
(2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。  
(3) その他管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)  
第7条 市長は、プラザを使用する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上やむを得ない理由が生じたときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。  
(1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。  
(2) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させた場合で、その理由が前項各号のいずれかに該当するとき、又は災害その他緊急事態の発生により使用不能となったときは、市は、損害賠償の責めを負わない。  
(損害賠償等)

第8条 プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならぬ。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。  
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。  
(規則)  
この条例は、平成9年7月1日から施行する。

〇いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例施行規則

平成9年3月31日いわき市規則第7号

いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例（平成9年いわき市条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 いわき市リサイクルプラザクリンピーの家（以下「プラザ」という。）の休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は開所することができ、これを臨時に変更することができる。

(使用時間)

第3条 プラザの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条の規定によりプラザの使用の許可を受けようとする者は、リサイクルプラザクリンピーの家使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、プラザの使用を許可したときは、リサイクルプラザクリンピーの家使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

〇いわき市憩いの家条例

昭和50年3月27日いわき市条例第9号

改正

昭和56年3月27日いわき市条例第25号

平成17年6月30日いわき市条例第51号

平成20年12月26日いわき市条例第69号

平成29年11月30日いわき市条例第50号

いわき市憩いの家条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民の健康保持と福祉の増進を図るため、憩いの家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称         | 位置                 |
|------------|--------------------|
| いわき市北部憩いの家 | いわき市平上片寄字大平23番地    |
| いわき市南部憩いの家 | いわき市泉町下川字境ノ町63番地の1 |

(休所日)

第3条 憩いの家の休所日は、別表第1のとおりとする。

2 指定管理者（第11条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第9条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休所し、又は開所することができる。

(使用時間)

第4条 憩いの家の使用時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可)

第5条 憩いの家を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用料)

**第6条** 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を前納しなければならぬ。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第7条** 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

**第8条** 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、災害その他使用者の責めに帰することができない理由により憩いの家を使用することができなくなつた場合において、必要があると認めるときは、既納の使用料を返還することができる。

(使用許可の取消し)

**第9条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可後において、第5条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(賠償の責任)

**第10条** 憩いの家の施設又は器具を滅失し、又はき損したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第11条** 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、憩いの家の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う憩いの家の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 憩いの家の使用に関する業務

(2) 憩いの家の施設及び器具の維持管理

(3) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(指定の申請)

**第12条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第13条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に憩いの家の管理

を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、憩いの家の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。

(2) 事業計画書に沿つた管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

**第14条** 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 第16条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

(4) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の公表)

**第15条** 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

**第16条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、憩いの家の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。

(2) 使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 憩いの家の施設及び器具の維持管理を適切に行うこと。

(4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第17条** 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月27日いわき市条例第25号)

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日いわき市条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条の次に7条を加える改正規定(第9条から第12条までに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のいわき市憩いの家条例の規定により市長がした処分その他の行為又は現に市長に対してされている申請その他の行為は、この条例による改正後のいわき市憩いの家条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年12月26日いわき市条例第69号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月30日いわき市条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 施設名        | 休所日                     |
|------------|-------------------------|
| いわき市北部憩いの家 | (1) 水曜日                 |
|            | (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| いわき市南部憩いの家 | (1) 日曜日                 |
|            | (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

別表第2 (第6条関係)

| 施設名        | 使用料       |
|------------|-----------|
| いわき市北部憩いの家 | 1回につき 50円 |
| いわき市南部憩いの家 | 1回につき 50円 |

〇いわき市憩いの家条例施行規則

昭和50年5月1日いわき市規則第32号

改正

昭和56年3月31日いわき市規則第22号

平成5年3月31日いわき市規則第20号

平成17年7月12日いわき市規則第45号

平成20年12月26日いわき市規則第46号

いわき市憩いの家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市憩いの家条例(昭和50年いわき市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納入)

第2条 条例第6条の規定による使用料の納入は、憩いの家利用券(別記様式)の購入により行う。

(使用の取りやめ)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、憩いの家の使用を取りやめようとするときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(申請書の添付書類)

第4条 条例第12条の市長が規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約又はこれに類するもの
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の全部又は一部を省略させることができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日いわき市規則第22号)

この規則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日いわき市規則第20号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日いわき市規則第45号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日いわき市規則第46号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○いわき市運動場条例

昭和56年3月27日いわき市条例第1号

改正

- 昭和56年6月26日いわき市条例第40号
- 昭和59年3月27日いわき市条例第19号
- 昭和60年3月26日いわき市条例第12号
- 平成元年3月31日いわき市条例第52号
- 平成7年3月28日いわき市条例第20号
- 平成9年3月31日いわき市条例第59号
- 平成17年6月30日いわき市条例第54号
- 平成25年12月26日いわき市条例第90号
- 平成26年3月26日いわき市条例第10号
- 平成26年9月24日いわき市条例第40号
- 平成31年3月29日いわき市条例第22号

いわき市運動場条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民の健康保持と福祉の増進を図るため、運動場を設置する。

（名称、種類及び位置）

第2条 運動場の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

| 名称         | 種類        | 位置                      |
|------------|-----------|-------------------------|
| いわき市北部運動場  | グラウンド ゲート | いわき市平上片寄字大平23番地         |
|            | ボールコート テニ |                         |
|            | スコート 児童遊具 |                         |
|            | 施設        |                         |
| いわき市仁井田運動場 | グラウンド ゲート | いわき市四倉町上仁井田字家ノ前107番地の15 |
|            | ボールコート 児童 |                         |
|            | 遊具施設      |                         |

（休場日）

第3条 運動場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 指定管理者（第11条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第6条までにおいて同じ。）は、必要があるとき、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、いわき市北部運動場を臨時に休場し、

- 又は開場することができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、いわき市仁井田運動場を臨時に休場し、又は開場することができる。
- (使用時間)
- 第4条** 運動場の使用時間は、別表第1のとおりとする。
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、いわき市北部運動場の使用時間を臨時に変更することができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、いわき市仁井田運動場の使用時間を臨時に変更することができる。
- (使用の許可)
- 第5条** 運動場を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者(いわき市仁井田運動場については、市長とする。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、児童遊具施設の使用については、この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項の許可に条件を付すことができる。
- (使用許可の取消し等)
- 第6条** 指定管理者は、運動場を使用しようとする者又は使用を許可された者(以下「使用者」という。 )が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又はその使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。
- (使用料)
- 第7条** いわき市北部運動場の使用の許可を受けた者で、夜間照明設備を使用しようとするものは、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- (使用料の不返還)
- 第8条** 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、やむを得ない理由により返還することを相当と認めるときは、その使用料を返還することができる。
- (原状回復義務)
- 第9条** 使用者は、運動場の使用を終了したとき、又は許可を取り消されたときは、設備を整備し、原状に復して引き渡さなければならない。
- (損害賠償)
- 第10条** 使用者は、運動場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。
- (指定管理者による管理)
- 第11条** 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、運動場の管理を行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う運動場の管理に関する業務は、次のとおりとする。
- (1) 運動場の使用に関する業務
- (2) 運動場の施設及び設備の維持管理
- (3) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務
- (4) その他市長が必要と認める業務
- (指定の申請)
- 第12条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。
- (指定管理者の指定)
- 第13条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に運動場の管理を行うことができるかと認める者を指定管理者に指定するものとする。
- (1) 事業計画書の内容が、運動場の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。
- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。
- (指定管理者の指定の取消し)
- 第14条** 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 第16条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- (指定管理者の公表)
- 第15条** 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全

部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、運動場の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 運動場の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月26日いわき市条例第40号)

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月27日いわき市条例第19号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日いわき市条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(適用)
- 2 (前略) 第3条の規定による改正後のいわき市運動場条例別表の規定（中略）は、施行日以後に使用の許可を受ける者に係る使用料について適用する。

(いわき市運動場条例の経過措置)

- 5 第2項に規定する場合において、第3条の規定による改正後のいわき市運動場条例別表の規定の適用については、施行日から昭和60年9月30日までの間については、同表中「500円」とあるのは、「250円」とする。

附 則 (平成元年3月31日いわき市条例第52号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月28日いわき市条例第20号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日いわき市条例第59号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月30日いわき市条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の次に7条を加える改正規定（第12条から第15条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のいわき市運動場条例の規定により市長がした処分その他の行為又は現に市長に対してされている申請その他の行為は、この条例による改正後のいわき市運動場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年12月26日いわき市条例第90号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月26日いわき市条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日いわき市条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日いわき市条例第22号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

| 名称 | 種類 | 使用時間 |
|----|----|------|
|----|----|------|

| いわき市北部運動場  | グラウンド                 | 午前9時から午後9時まで                       |
|------------|-----------------------|------------------------------------|
|            | ゲートボールコート             | (1) 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後7時まで    |
|            | テニスコート 児童遊具施設         | (2) 11月1日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後5時まで |
| いわき市仁井田運動場 | グラウンド                 | ゲートボールコート 児童遊具施設                   |
|            | (1) 4月1日から10月31日まで    | 午前9時から午後7時まで                       |
|            | (2) 11月1日から翌年の3月31日まで | 午前9時から午後5時まで                       |

別表第2（第7条関係）

| 夜間照明設備使用料 |             |
|-----------|-------------|
| 設備の区分     | 使用料         |
| 夜間照明設備    | 1時間につき 550円 |

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

○いわき市運動場条例施行規則

昭和56年3月31日いわき市規則第21号

改正

- 昭和56年6月30日いわき市規則第30号
- 昭和59年3月31日いわき市規則第17号
- 昭和60年3月31日いわき市規則第22号
- 平成5年3月31日いわき市規則第14号
- 平成7年3月28日いわき市規則第12号
- 平成17年7月12日いわき市規則第49号
- 平成26年3月26日いわき市規則第5号
- 平成26年9月24日いわき市規則第47号

いわき市運動場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市運動場条例（昭和56年いわき市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第5条第1項の規定によりいわき市仁井田運動場の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いわき市仁井田運動場使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づきいわき市仁井田運動場の使用を許可したときは、いわき市仁井田運動場使用許可書（第2号様式）を申請者に交付する。

(使用料の納入)

第3条 条例第7条の規定による使用料の納入は、北部運動場夜間照明設備利用券（第3号様式）の購入により行う。

(使用の取りやめ)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、運動場の使用を取りやめようとするときは、速やかに、その旨を指定管理者（いわき市仁井田運動場については、市長とする。）に届け出なければならない。

(申請書の添付書類)

第5条 条例第12条の市長が規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約又はこれに類するもの
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類